庄原市社協訪問介護事業所ゆるり

（第１号訪問事業）

運　営　規　程

新

社会福祉法人　庄原市社会福祉協議会

庄原市社協訪問介護事業所ゆるり運営規程
（第１号訪問事業）

（事業の目的）
第 1 条　　社会福祉法人庄原市社会福祉協議会が開設する庄原市社協訪問介護事業所ゆるり（以下「事業所」という。）が行う第１号訪問事業である介護予防訪問サービス又は生活援助訪問サービス（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において、何らかの支援が必要となった高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な本事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　　市町及び地域包括支援センターと協働して地域包括ケアシステムの推進に尽力し、利用者がその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を総合的に行う。
２　利用者の自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの実現を目指す。
（１）利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
（２）地域との結びつきを重視する。
（３）市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健･医療･福祉サービスを提供する者との連携に努める。
３　在宅生活における利用者の心身の状態や変化等に関する情報について、市町及び担当する居宅介護支援事業所等へ報告し、医療と介護の連携強化に努める。
４　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
５　提供する本事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

（事業所の名称及び所在地）
第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　称　　庄原市社協訪問介護事業所ゆるり
（２）所在地　　広島県庄原市口和町永田４１５番地４

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第４条　　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（１）管理者　１名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
（２）サービス提供責任者　１名
サービス提供責任者は、次にあげる事項を行うとともに、自らも本事業の提供にあたる。
① 介護予防訪問サービス計画等の作成・変更などを行い、利用の申込みに係る調整をする。
② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、介護予防支援事業者等との連携に関すること。

③ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

④ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

⑤ 新任の訪問介護員等には、同行による実施指導･業務に関しての説明や相談に応じること。

（3）訪問介護員等　　2．5名以上（常勤換算による）
訪問介護員等は、本事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条　　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営　業　日　　月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日を除くが、利用者の状況によってはこの限りではない。

（2）営業時間　　原則として、午前6時から午後9時までとする。
ただし、利用者の状況によってはこの限りではない。

（3）電話等により、24時間、常時連絡が可能な体制とする。

（本事業の内容）

第6条　　介護予防訪問サービスの内容は、次のとおりとする。

（1）介護予防訪問サービス計画書の作成

（2）身体介護に関する内容

ア　食事の介護

イ　排泄の介護

ウ　入浴の介護

エ　身体介護を伴う通院等介助

オ　その他日常生活を営むために必要な身体の介護

（3）家事援助に関する内容

ア　調理

イ　洗濯

ウ　掃除

エ　身体介護を伴わない通院等介助

オ　その他日常生活を営むために必要な家事の援助

（4）生活等に関する相談及び助言

（5）その他生活全般にわたる援助

2　生活援助訪問サービスの内容は、前項の(3)（4）(5)項目とする。

（本事業の利用料、その他の費用の額）

第7条　　利用料の額は、介護報酬告示上の額または庄原市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2　通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う本事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、路程１キロメートル当たり２５円を実費として徴収する。

3　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　　事業所の実施地域は、介護予防訪問サービスについては庄原市全域とし、生活援助訪問サービスについては庄原市口和町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　　従業者は、本事業を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2　事業所は、利用者等からの緊急な対応の依頼に、速やかに対応できるよう必要な措置を講じる。

（衛生管理等）

第 10 条　　事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施する。

2　事業所は、設備及び本事業に使用する備品等を清潔にし、衛生管理に留意する。

（秘密保持等）

第 11 条　　従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、事業所と従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（相談・苦情対応）

第 12 条　　利用者又はその家族等からの相談、苦情等受付ける窓口を設置し、迅速かつ適切に対応を行うための措置を講じる。

2　前項の相談、苦情の内容等を記録し、その内容を踏まえ、サービス向上、改善に向けた取組みを行う。

3　市町、地域の相談及び援助を行う事業等に積極的に協力するなど、地域との連携に努める。

（事故発生時の対応）

第 13 条　　従業者は、本事業を提供中に事故が発生した場合は、市町、家族等の緊急連絡先、当該利用者に係る介護予防支援事業者、管理者に連絡を行い、適切な対応を行うなど必要な措置を講じる。

また、事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条　　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

（１） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２） 虐待防止のための指針の整備

（３） 虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

（業務継続計画の策定等）

第 15 条　　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 16 条　　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

（２） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条　　事業所は、従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　　採用１年以内

（２）継続研修　　年１回

（３）その他の研修

２　事業所は、運営責任者と主任等で常にサービス内容を検討する定期的な会議を行う。

３　従業者は、常に身分証明証を携帯し、求めに応じ提示するものとする。

４　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人庄原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成１８年　１０月　　１日から施行する。
この規程は、平成１８年　１０月　　１日に一部変更する。
この規程は、平成１９年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成２０年　１０月　　１日に改正する。
この規程は、平成２１年　　１月　２６日に改正する。
この規程は、平成２１年　１２月　　１日に改正する。
この規程は、平成２３年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成２５年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成２６年　　７月　　１日に改正する。
この規程は、平成２７年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成２８年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成２９年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成２９年　　７月　　１日に改正する。
この規程は、平成３０年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、平成３０年　　５月　１６日に改正する。
この規程は、平成３１年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、令和　２年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、令和　３年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、令和　４年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、令和　５年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、令和　６年　　４月　　１日に改正する。
この規程は、令和　７年　　４月　　１日に改正する。